

秩父別町コミュニティプラザ「ピリナ」

令和7年4月15日（火）から、2階の大会議室と

多目的室の一般使用を開始します！

3月18日に、新しいコミュニティ施設である「秩父別町コミュニティプラザ『ピリナ』」が完成しました。

これに伴い、4月1日以降、商工会館2階の使用はできなくなりますが、4月15日から新しい施設の一般使用が可能となります。使用の概要については下記をご覧ください。

1 使用できる部屋

◆大会議室



◆多目的室



※1階については当面の間使用できません。

2 使用できる時間

午前9時から午後9時まで

3 使用の申込み方法

◆申込先 秩父別町商工会（指定管理者）

◆申込期限 使用の3日前（土日祝日を除く）まで

◆使用料 会議室等の使用の際は使用料がかかります。使用目的・使用団体により金額が変わりますので、お問い合わせください。

◆受付時間 秩父別町商工会の業務時間内（平日 午前8時30分～午後5時15分）

4 施設の管理者

4月1日から秩父別町商工会が指定管理者となり施設を管理します。



問合せ先

役場総務課財政・管財係 0164-33-2111（内線35）

秩父別町商工会 0164-33-2459